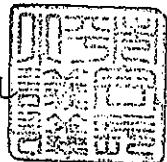




平議発第127号
令和5年3月27日

小平市長 小林洋子 殿

小平市議会議長 松岡あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

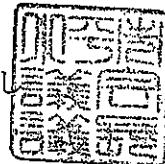
なお、所管部分の回答につきましては、令和5年4月10日までにお願いいたします。



平議発第128号
令和5年3月27日

小平市教育委員会
教育長 古川正之 殿

小平市議会議長 松岡あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、所管部分の回答につきましては、令和5年4月10日までにお願いいたします。

別記様式第1号（第2条関係）

令和5年3月27日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

会派名 一人会派の会

会派代表者名 伊藤央

質問者名 安竹洋平

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

いじめ重大事態に対応するための総合教育会議の速やかな開催及び総合教育会議の議題について

2 質問の理由及び趣旨

平成23年に滋賀県大津市で発生した中学生のいじめ自殺事件をきっかけに平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正された。その際に設置が求められることになったのが総合教育会議である。つまり総合教育会議は、市長と教育委員会が一体となっていじめ問題に取り組むことを念頭に設けられた会議である。

令和5年2月7日の文部科学省通知にも次のように記載があり、主として生命や身体に重大な被害が生じた疑いがある事案という括弧つきがあるものの、いじめ重大事態が認定された際は、速やかに総合教育会議の開催等を通じて対応する必要があるとしている。「地方公共団体においては、法に定めるいじめの重大事態（主として1号事案における児童生徒の生命や身体に重大な被害が生じた疑いがある事案）が認められる場合には、速やかに総合教育会議の開催等を通じ、地方公共団体の長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応すること。総合教育会議を開催する際は、会議の開催のみを目的とするのではなく、深刻な事案に対して、地方公共団体の長と教育委員会とが一体となって取り組むための協議の場として実質的に機能するよう取り組むこと。」

小平市立の学校においては、この数年間でいじめ重大事態の認定事案が増えている状況である。しかし総合教育会議において、ここ数年間いじめ重大事態のことが議題に上ったことがない。これは問題であると考える。そのため、次のとおり質問する。

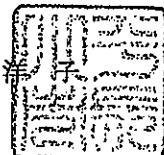
1. ここ数年間、小平市立の学校において複数のいじめ重大事態が認められている。この対応に関し学校や教育委員会に様々な問題が生じ、私が認識している限り全てのいじめ被害者の保護者から強い不満の声が寄せられている。こうした問題には全庁的な取組が欠かせない。文部科学省の通知にもあるように、問題解決に向け速やかに総合教育会議を開催する必要があると考えるが、見解は。
2. もし、現在、市長と教育委員会との間では十分な意思疎通が図られ、かつ緊密に連携して対応できているので、速やかに総合教育会議を開催する必要性がないということであれば、いじめやいじめ重大事態について、市長と教育委員会との間で十分な意思疎通が行われ、かつ緊密に連携して対応できているということが客観的に認識できる具体的な根拠はあるか。

3. もし何らかの理由により速やかに総合教育会議が開催できないというのであれば、少なくとも次回の総合教育会議ではいじめ重大事態を議題として扱うことが必要と考えるが見解は。
4. 総合教育会議の議題は誰がどのように決定するか。
5. 市の職員や教育委員ではない市民や教育関係者の要望を総合教育会議の議題に反映させることもひとつ重要なことと考える。そのような仕組みを設けてはどうか。

平企政収第61号
令和5年4月10日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市長 小林 洋子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による安竹洋平議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

1 現在調査が進められている個別の問題解決につきましては、総合教育会議を開催する予定はございませんが、いじめの重大事態への対処といしましては、いじめ防止対策推進法に基づき、小平市いじめ防止基本方針や、小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例を整備し、市と教育委員会が連携、協力して、一体となって取り組む体制を明確に示しております。

現在、教育委員会において小平市いじめ防止基本方針等に基づいた調査が行われており、状況に応じて適切に対応してまいります。

3 総合教育会議の議題につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定や、その時々における社会状況、教育の課題、小平市の教育が目指す方向性などを考慮し決めております。議題として扱うことにつきましては、事案に応じて総合的に判断してまいります。

4 総合教育会議の議題につきましては、総合教育会議が、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置付けであることを踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定や、その時々における社会状況、教育の課題、小平市の教育が目指す方向性などを考慮し、市長が決定しております。

5 総合教育会議で協議、調整を行う事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で示されていること等を踏まえ、その時々における社会状況、教育の課題、小平市の教育が目指す方向性などを考慮し議題を決めております。

したがって、市民等の要望を直接反映する仕組を設けることは考えておりませんが、市長、教育長及び教育委員は、日頃から市民や教育関係者の様々な声を受け止めております。



平教教指收第1777号
令和5年4月10日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市教育委員会

教育長 青木 由美子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による安竹洋平議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

2 いじめの重大事態につきましては、教育委員会において小平市いじめ防止基本方針等に沿って対処し、事案に応じて、市長との緊密な連携を図るものであると認識しております。

現在調査を進めている個別の事案につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき、小平市立学校から教育委員会に報告があった後に、市長に対しいじめ重大事態発生の報告を行っております。また、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会による調査報告書がまとまった際には、教育委員会から市長に調査報告を行う予定でございます。